

胆振東部国有林の地域別の森林計画 第三次変更計画書

(胆振東部森林計画区)

計画期間 ⎛ 自 令和 3年4月 1日 ⎞
 ⎝ 至 令和13年3月31日 ⎠

樹立年月日 : 令和 2年12月25日
第一次変更年月日 : 令和 3年12月24日
第二次変更年月日 : 令和 5年12月25日
第三次変更年月日 : 令和 6年12月26日

北海道森林管理局

胆振東部国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき、変更する。

- 1 ナラ枯れ被害について、令和6年12月19日に開催された「ナラ枯れ被害拡大防止対策会議」の結果から被害拡大防止に向けた対策を一層強化することが必要と判断し、森林の保全に関する事項を変更する。

なお、本変更計画は、令和7年4月1日から適用する。

【変更項目】

- 1 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更・追加箇所である。

【現行計画】

Ⅱ 計画事項

第4 森林の保全に関する事項

4 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

【変更計画】

Ⅱ 計画事項

第4 森林の保全に関する事項

4 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

特に、ナラ枯れ被害については、渡島檜山森林計画区において北海道内で初めて確認され、拡大しているところである。そのため、本計画区においては、ナラ枯れ被害が今後発見された場合は、関係機関が連携して被害木を早期発見するために巡視活動を行うよう取り組むこととする。

さらに、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとする。